

大阪木材コンビナート内造成地の 第三者譲渡等承認事務処理要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「貯木施設整備事業に伴う土地等の造成及び譲渡の基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、大阪府から造成地の分譲を受けた者(その者から譲渡を受けた者等その一般承継人を含む。)が、特に止むを得ない理由により当該造成地を第三者に譲渡する場合、又は当該造成地に対し第三者の権利を設定する場合(以下「譲渡等」という。)の承認基準及び事務処理手続を定めることにより、府下の木材産業の振興と、大阪木材コンビナート地区(以下「地区」という。)と地域社会との調和ある発展に資することを目的とする。

(承認基準)

第2条 府が譲渡等を承認するのは、当該造成地が木材に関する事業及びこれに関連する事業のために利用され、かつ次の各号の一に該当するときとする。

- 一、経営の合理化等の理由により、業務提携、合併等が行われるとき。
- 二、操業中の工場又は事業場が引き続き使用される条件で、登記名義の変更が行われるとき。
- 三、経済情勢の変動、経営不振等により事業を変更又は廃止しようとしている場合で、譲渡等を行うことにより事業が確実に続行されると見込まれるとき。
- 四、前三号に掲げる場合のほか、府が特に止むを得ないと認めるとき。

2 府は、前項に規定する場合のほか、地元地方公共団体(当該造成地が岸和田市内にあるときは岸和田市、忠岡町内にあるときは忠岡町)及び一般社団法人大阪木材コンビナート協会(以下「協会」という。)が、地区の調和ある発展に資するものとして特に認めるときは、譲渡等を承認することができる。

3 第1項の「木材に関する事業及びこれに関連する事業」とは、別表に掲げる事業をいう。

(公共事業等の事業用地の取得として行われる譲渡等の特例)

第3条 譲渡等が、国、地方公共団体、これに準ずる機関及び公益事業会社等による公共事業又は公益事業等の一環として行われるときは、前条の規定にかかわらず譲渡等を承認するものとする。

(承認申請)

第4条 造成地の買主が、第2条の規定により造成地を第三者に譲渡しようとするときは、別記様式第一号により、協会を経由して府に対して承認申請をさせるものとする。

2 造成地の買主が、第2条の規定により造成地に第三者の権利を設定しようとする場合で、その権利が地上権、貸借権（使用貸借させる場合も含む。）（以下「貸借権等」という。）であるときは、別記様式第2号により、協会を経由して府に対して承認申請をさせるものとする。

ただし、その権利が貸借権等以外の権利であるときは、直接府に対して承認申請をさせるものとする。なお、その場合において、その権利の設定によっても当該造成地の土地利用及び事業計画に変更を生じないことが明らかであるときは、その旨の届出の受理をもって承認に代えるものとする。

(事前審査)

第5条 協会は、前条の経由に際し、当該申請に係る譲渡等が本要綱で定める基準等に適合するかどうかを事前に審査するものとする。

なお、当該譲渡等が国、地方公共団体又はこれに準ずる機関の斡旋等に基づく企業誘致として行われるときは、審査を省略することができるものとする。

(意見の聴取)

第6条 当該申請が、譲渡又は貸借権等の設定に関するときは、あらかじめ地区の自治団体としての立場から協会の、地区のまちづくりの主体としての立場から地元地方公共団体の意見を聴取するものとする。

(意見の調整)

第7条 前条で聴取した意見等について調整を要するときは、府、協会及び地元地方公共団体による調整会議を開催し意見等の調整を行うものとする。

(承認、不承認の通知)

第8条 承認申請に対する承認、不承認の通知は、当該申請人に対して文書で行うものとする。なお、不承認の通知には、その理由を付するものとする。

2 前項の通知を行ったときは、速やかにその旨を協会及び地元地方公共団体に通知するものとする。

(臨港地区内の場合の特例)

第9条 当該譲渡等に係る造成地が、臨港地区内にあるときは、当該譲渡等が本要綱に定める基準に適合していても、港湾法の分区規制に適合しない場合については譲渡等を承認しないものとする。

2 前項の臨港地区内における譲渡等にかかる審査の方法については、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

平成28年7月7日一部改正